

厚生労働省発子 0216 第 2 号  
令和 4 年 2 月 16 日

各  
都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長  
殿

厚生労働事務次官  
(公 印 省 略)

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」  
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

ただし、交付要綱表 1 及び表 2 備考の未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用に関する改正については令和 3 年 7 月 1 日から、費目の種類（5）各月支弁額の算式第 4 欄及び表 2 備考 8 のイに関する改正については令和 4 年 1 月 1 日から適用され、同日前の取扱いについては、なお従前の例によることとされた。